

著作権 契約書

Q&A

第13回 創団と劇作家、「音楽座」裁判から3年

弁護士・ニューヨーク州弁護士

福井健策

少しずつですが、劇団と劇作家の関係をめぐる相談が増えています。最近メディアを賑わせたのは、劇作家の鄭義信さんと劇団「新宿深山泊」の裁判でしょう。無断上演をめぐって鄭さんと劇団が争いになり、報道によれば、劇団側は『人魚伝説』など2戯曲は劇団が集団創作したものだから、共同著作だ」と主張されるようです。

思いだすのは、私も劇作家側の代理人として手がけた「音楽座」裁判です。特異という点では深山泊裁判よりはるかに複雑怪奇、私にとっても指折りのタフな訴訟だった音楽座裁判から3年。事件を振り返りながら、劇団と戯曲の著作権の問題を考えてみましょう。音楽座はいわゆると知れた和製ミュージカルの代表的劇団でした。

桐朋学園卒業生で結成された劇団で、『夢の降る街』『シャボン玉』とんだ宇宙までとんだ』『とつともゴースト』『アイ・ラブ・坊っちゃん』など数々の傑作ミュージカルで人気を呼んだり各賞を受賞し、一世を風靡した团体です。ところが、母体であった株ヒューマンデザイン代表者らの脱税事件により、音楽座が解散を発表したのが96年。旗揚げ以来の座付作家だった横山由和さんは、これをきっかけに自らのカンパニーを立ち上げました。するとヒューマンデザインは、音楽座作品は劇団員全員の集団創作だった、「音楽座がヒューマンデザインの傘下に入った後は代表者相川氏がメンバーを手足として戯曲を執筆していた」と主張。ついには裁判で、合計22作品の著作

共有になります。共有ならば、権利者全員の同意がないと戯曲は利用できません。つまり、上演するには全員の許可が必要です。

同で著作した場合には、著作権も共有になります。共有ならば、権利者全員の同意がないと戯曲は利用できません。つまり、上演するには全員の許可が必要です。

という訳で、戯曲は横山さんが執筆したのか、あるいは、集団創作だったり、相川代表がメンバーを手足として執筆していたのか、

著作権法では、作品公表の時に著作者としてクレジットを受けた人（この場合横山さん）は、著作者であるという「法律上の推定」を受けます。「推定」というのは、相手側が反証に成功しない限りは、著作者だったとみなされる、といった意味です。また、重要なポイントとして、戯曲の共同著作という

者が誰だったのか争われることになったのです。

法律をおさらいしておけば、よく「上演権」「複製権」などと分けた呼ぶことがあります。その総称が「著作権」です。そして、著作権は、作品を創作した人（著作者）にあるのが原則です。著作権は譲渡できますが、譲渡しない限りは、著作者にあるのですね。作品を共に持っていました。



裁判は、ヒューマンデザイン側が社員の方々を中心に大量の証言やリソースを投入し、著作権裁判としては稀に見る大規模なものになりました。対するは横山さんと私の二人だけですが、旧音楽座劇団の方々や劇作家協会など、力強い支援者も現れました。

そして、東京地裁は2004年、横山さん全面勝訴といえる判決をくだしました。横山さんが権利を主張していた全18作品について、彼を著作者・著作権と認めたのです。ヒューマンデザインは控訴しました。これが、現在でも判例誌に載っている「音楽座事件判決」です。

とはい、横山さんはヒューマンデザイン時代の後期作品については、そもそもヒューマンデザインで上演されるべきという考え方でした。こうした希望も踏まえて、翌年、東京高裁で和解が成立しました。つまり…

いては、ヒューマンデザインが著作権を持つ。ただし『アイ・ラブ・坊っちゃん』までの5作品は「横山由和・ワームホールプロジェクト」という著作名義で利用される。

● 横山さんは（高額と言つてよい）和解金を受け取る。

この判断の評価は歴史に委ねることにしましょう。現在、音楽座ミュージカルは「存じの通り意欲的に上演されており、私がみる範囲では、和解条件は守られているようです。横山さんにも、この原稿を書くために久しぶりに連絡したところ、「元気です。旧作も上演していて、評判いいですよ！」と変わらぬ樂天的な声が返つて来ました。

裁判から3年。当事者はすでに次の歩みをはじめているようです。この判断の評価は歴史に委ねることにしましょう。現在、音楽座ミュージカルは「存じの通り意欲的に上演されており、私がみる範囲では、和解条件は守られているようです。横山さんにも、この原稿を書くために久しぶりに連絡したところ、「元気です。旧作も上演していて、評判いいですよ！」と変わらぬ樂天的な声が返つて来ました。

● 『ヴェローナ物語』『夢の降る街』など前期13作品について、横山さんが著作権を持ち、横山さんの著作名義で利用される（1作品のみ他の方との共作）。

山さんは、最後期の3作品などを除く18作品を自分の著作だと主張しました。（1作だけ他の元団員の方との共作）。これらの作品はいずれも、初演時には横山さん作としてクレジットされていました。また、ヒューマンデザインは横山さんを著作権者とする上演契約書を結んだり、上演料を横山さんに支払っていました。

著作権法では、作品公表の時に著作者としてクレジットを受けた人（この場合横山さん）は、著作者であるという「法律上の推定」を受けます。「推定」というのは、相手側が反証に成功しない限りは、著作者だったとみなされる、といった意味です。また、重要なポイントとして、戯曲の共同著作という